

大津市新型インフルエンザ等対策行動計画の 改定（素案）について

令和7年9月25日
健康福祉部保健所保健総務課

目次

1. 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する基本事項	p. 3
2. 行動計画の抜本的改定	p. 6
3. 政府、滋賀県行動計画改定のポイント	p. 7
4. 本市行動計画の改定	p. 10
5. 有識者からの意見聴取	p. 11
6. 改定素案の概要	p. 13
7. 改定素案の構成	p. 15
8. 改定素案の主な取組（第3部の概要）	p. 16
9. 今後のスケジュール	p. 20

1. 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する基本事項

(1) 特措法と行動計画

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として制定。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第一条

この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

② 新型インフルエンザ等対策行動計画

感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、特措法に基づいてあらかじめ定めた計画。

新型インフルエンザ等が発生したと認められ、政府対策本部が設置されたときは、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めて対応する。

1. 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する基本事項

(2) 新型インフルエンザ等の定義（行動計画の対象となる感染症）

「新型インフルエンザ等」（特措法第二条）

- ・感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第六条第八項に規定する指定感染症
- ・感染症法第六条第九項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)

分 類	概 要 等	特 徴
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症	・ 免疫を獲得していない ・ まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある
指定感染症	既に知られている感染性の疾病であって、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの	
新感染症	既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	

1. 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する基本事項

(3) 行動計画と関連する計画等

健康危機管理				
感染症				自然災害等
新型インフルエンザ等特措法		感染症法	地域保健法	
国	政府行動計画 令和6年7月 改定	感染症法基本指針	地域保健基本指針	
		予防計画策定ガイドライン	地域健康危機管理ガイドライン	
			地域健康危機管理 ガイドライン(感染症編) ※健康危機対処計画策定指針	
滋賀県	行動計画 令和7年7月 改定	予防計画	国の考え方等を踏まえ作成 ↑ ↓ フォローアップ等	(手引書)
大津市 (大津市保健所)	行動計画 令和8年3月 改定予定	予防計画	健康危機対処計画(感染症編) ← → 整合性をとる	(手引書)
県内の他6保健所	マニュアル		健康危機対処計画(感染症編)	手引書(マニュアル)
滋賀県衛生科学センター			健康危機対処計画(感染症編)	マニュアル
県内他市町	行動計画			(手引書)

2. 行動計画の抜本的改定

新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年7月に滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定された。

本市は、滋賀県の行動計画の改定を受け、政府、県の行動計画と整合を図って行動計画を改定する。

〈新型コロナ対応における課題（政府の振り返り）〉

平時の備えの不足
主に新型インフルエンザを想定した計画、検査体制や医療提供体制の立上げ、都道府県等との連携の課題 など
変化する状況への対応の課題
変異等による複数の波への対応と長期化、対策の切替えのタイミング、社会経済活動とのバランス など
情報発信の課題
可能な限り科学的根拠に基づく情報発信、行動制限を伴う対策の意図などの伝達、感染症に係る差別・偏見等の発生 など

3. 政府、滋賀県行動計画改定のポイント

(1) 新型コロナ対応における課題への対応

→ 行動計画において以下のことについて記載・対応

平時の備えの不足	変化する状況への対応の課題	情報発信の課題
○ 平時の準備の充実 ・ 新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実 ・ 全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実	○ 複数の感染拡大の波への対応 ・ 中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理 ・ 状況の変化に応じ、社会経済活動とのバランスを考慮しつつ柔軟かつ機動的に対策を切替えていくことを記載	○ 情報発信の充実・強化 ・ 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策、可能な限りの双方向のリスクコミュニケーションの実施について記載

実現すべき3つの目標

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

3. 政府、滋賀県行動計画改定のポイント

(2) 対策項目の拡充

→ 新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、従前の6項目から拡充

※ 表中の赤字は改定による変更、追加項目

改定前の政府・滋賀県行動計画		改定後の政府行動計画	改定後の滋賀県行動計画
① 実施体制		① 実施体制	① 実施体制
② サーベイランス・情報収集		② 情報収集・分析	② 情報収集・分析
		③ サーベイランス	③ サーベイランス
③ 情報提供・共有		④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
		⑤ 水際対策	
④ 予防・まん延防止		⑥ まん延防止	⑤ まん延防止
		⑦ ワクチン	⑥ ワクチン
⑤ 医療		⑧ 医療	⑦ 医療
		⑨ 治療薬・治療法	⑧ 治療薬・治療法
		⑩ 検査	⑨ 検査
		⑪ 保健	⑩ 保健
		⑫ 物資	⑪ 物資
⑥ 生活・経済の安定の確保		⑬ 国民生活・国民経済の安定の確保	⑫ 県民生活・県民経済の安定の確保

3. 政府、滋賀県行動計画改定のポイント

(3) 時期区分の変更

→ 従前の5期から3期（準備期、初動期、対応期）に変更

改定前	①未発生期	②海外発生期	③国内発生早期	④国内感染期	⑤小康期	
改定後	①準備期	②初動期	③対応期			
			封じ込めを念頭 に対応する時期	病原体の性状等 に応じて対応す る時期	ワクチンや治療 薬等により対応 力が高まる時期	特措法によらな い基本的な感染 症対策に移行す る時期

※ 改定後の各時期区分の状況は、概ね次のとおり

- ・ 準備期：平時
- ・ 初動期：感染症の発生探知から政府対策本部による基本的対処方針が実行されるまでの間
- ・ 対応期：基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

〈変更理由〉

準備期	改定前の行動計画では、平時からの準備についての記載が不十分であったため、各項目ごとに準備期を独立させ、記載の充実を図るよう変更。
初動期	グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっており、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなっている現状に鑑み変更。 → ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目を初動期に位置付ける。
対応期	過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定。柔軟かつ機動的に対策を切り替えながら対応することを基本とするため、対応期を大きくとっている。

4. 本市行動計画の改定

(1) 行動計画の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
- ・ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

(2) 改定の方針

- ・ 改定された政府、滋賀県の行動計画及び本市感染症予防計画と整合を図りつつ、本市における新型コロナ対応の経験・教訓を踏まえ、感染症危機が発生した際に上記目的が果たせるよう改定する。

(3) 記載内容に係る考え方

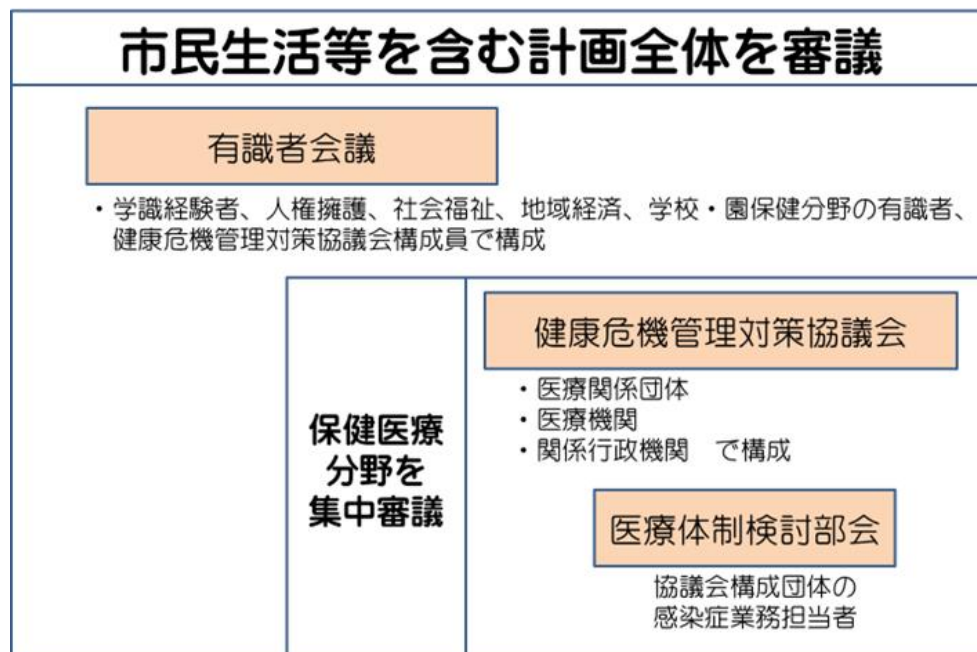
- ・ 政府行動計画、滋賀県行動計画において、保健所設置市、市町村が取り組む内容が記載されているため、それを準用する。
- ・ 新型コロナ対応の経験・教訓を踏まえ、必要に応じて本市独自の取組を記載する。
- ・ 感染症対応に関連する様々な分野の有識者から意見を聴取し、記載内容に反映させる。

5. 有識者からの意見聴取

(1) 意見聴取方法

- ① 改定により市行動計画の実効性を高めるため、「新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議」を新設し、専門的な見地からの意見を聴取する。
- ② 計画の多くを占める保健医療分野に関しては、既存の健康危機管理対策協議会医療体制検討部会において、より専門的・重点的に意見を聴取する。

〈会議の構成〉



5. 有識者からの意見聴取

(2) 各会議の構成員・審議事項

新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議

健康危機管理対策協議会の構成員に、学識経験者、人権擁護、社会福祉、地域経済、学校・園の保健分野の有識者を加えて構成する。保健医療分野に加え、感染症のまん延により影響を受ける市民生活、地域経済、人権への配慮等を含む行動計画の全体を審議する。

健康危機管理対策協議会及び同協議会医療体制検討部会

市内の救急告示病院、三師会、警察署、滋賀県、本市消防局、教育委員会、保健所で構成、本市行動計画の保健医療分野を専門的・重点的に審議する。

審議は、より実効性のある計画となるよう、構成団体の感染症業務担当で構成する専門部会（医療体制検討部会）において行い、専門部会は協議内容・結果を協議会構成員に書面等で適宜報告する。協議会構成員は、専門部会での協議内容・結果を確認し、有識者会議の場において計画全体を審議する。

※ 協議会の開催について

協議会構成員は有識者会議の構成員を兼ねており、有識者会議において保健医療分野を含む計画全体を協議するため、保健医療分野のみを協議するための協議会は開催しないこととする。

(3) 有識者会議、医療体制検討部会の開催実績

有識者会議	令和7年7月24日
医療体制検討部会	令和7年4月17日、令和7年8月28日

6. 改定素案の概要

1 大津市新型インフルエンザ等対策行動計画

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく、新型インフルエンザ等が発生した場合に備えた、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画

2 改定の趣旨

- 新型コロナウイルス対応の経験を踏まえた政府行動計画、県行動計画の抜本的改定を受け、今後の感染症危機に迅速・的確に対応できるよう改定する。

3 行動計画の目的

- (1) **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。**
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにすることで治療が必要な患者が適切な医療を受けられようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) **市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施する。

4 行動計画の対象感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 指定感染症
- ・ 新感染症

※ 季節性インフルエンザやCOVID19、麻しん（はしか）、結核などの1類～5類感染症は当計画の対象外であるが、1類～5類の感染症であっても当計画記載の対策で有効なもの（情報収集・共有など）は、必要に応じて実施する。

6. 改定素案の概要

5 行動計画改定のポイント

- 政府及び県の行動計画や新型コロナ対応の経験を踏まえ、本市独自の取組も含めて抜本的に改定
- 新型インフルエンザ、新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症への対応も念頭に置いた計画

(1) 平時の準備の充実

- ・ 感染症危機発生時の業務の急増に備えた体制整備
- ・ 国、県、関係機関・団体との連携体制の構築
- ・ 有事に備えた訓練の実施
- ・ 情報収集・分析、サーベイランス体制の充実・強化

(2) 対策項目の充実、柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・ 対策項目の拡充（7項目→12項目）と記載の充実
- ・ 中長期的に複数の波が来ることを想定
- ・ 対策項目ごとに3区分（準備期、初動期、対応期）に再設定の上、準備期の取組を充実
- ・ 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟かつ機動的な切替え

(3) 情報発信の強化

- ・ 平時からの感染症等に関する啓発
- ・ 迅速かつ正確な情報提供
- ・ リスクコミュニケーションの実施
- ・ 偏見・差別の防止、偽・誤情報への対策

対策項目

<赤字は改定による追加・変更項目>

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ まん延防止
- ⑥ ワクチン
- ⑦ 医療
- ⑧ 治療薬・治療法
- ⑨ 検査
- ⑩ 保健
- ⑪ 物資
- ⑫ 市民生活・地域経済の安定の確保

※ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での意見のやり取りを通じてリスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定、行動変容、信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

7. 改定素案の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 第1節 感染症危機対応を取り巻く状況 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 第2章 市行動計画と感染症危機対応 第1節 市行動計画 第2節 新型コロナウイルス感染症対応 第3節 市行動計画改定の目的	第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 まん延防止 第6章 ワクチン 第7章 医療 第8章 治療薬・治療法 第9章 検査 第10章 保健 第11章 物資 第12章 市民生活及び地域経済の安定の確保
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	※ 第3部の各章は、 「第1節 準備期」、「第2節 初動期」、「第3節 対応期」 の区分で、各時期の対策を記載
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 第3節 様々な感染症への幅広い対応 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 第5節 対策推進のための役割分担 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目 第1節 市行動計画における対策項目等 第3章 本市行動計画の実効性を確保するための取組等 第1節 本市行動計画の実効性確保	

8. 改定素案の主な取組（第3部の概要）

① 実施体制

- 多様な主体が相互に連携する体制を構築し、実効性のある対策を実施する。

【準備期】

- ・ 感染症発生時の応援体制をあらかじめ確保（保健予防課兼務職員、感染症業務支援隊）〈独〉
- ・ 県、関係機関・団体等との会議等を通じて連携体制を確保
- ・ 有事に備えた実践的な訓練の実施

【初動期・対応期】

- ・ 早期に危機警戒本部を設置し、全庁体制へ移行〈独〉
- ・ 応援職員の動員による業務体制の確保
- ・ 対策本部の設置時に保健所対策本部を設置〈独〉



② 情報収集・分析

- 情報収集・分析を通じて感染症のリスクを評価し、施策の意思決定につなげる。

【準備期】

- ・ 県、関係機関・団体等とのネットワークの構築による情報収集・分析の体制整備
- ・ 訓練、研修等による専門性を有する人材の育成

【初動期】

- ・ リスク評価の実施
- ・ リスク評価に基づく迅速な対策の実施
- ・ 情報収集・分析により得られた情報、対策の市民等との共有
※ 対応期も継続

【対応期】

- ・ 市民生活・地域経済に関する分析の強化
- ・ 状況の変化に応じたリスク評価の実施

③ サーベイランス

- 感染症危機管理に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を迅速・適切に実施する。

【準備期】

- ・ 指定届出機関における患者の発生動向、入院患者の発生動向、園・学校等の欠席状況等の複数の情報源からの流行状況の把握
- ・ 社会福祉施設等からの報告等を通じて得られる情報のサーベイランスへの活用〈独〉
- ・ サーベイランスにより得られた情報の市民等との共有
※ 初動期、対応期も継続

【初動期】

- ・ 平時のサーベイランスに加え、疑似症サーベイランスを開始

【対応期】

- ・ 流行状況に応じたサーベイランスの実施
- ・ 地域の実情に応じたサーベイランスの実施、手法の見直し

8. 改定素案の主な取組（第3部の概要）

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

【準備期】

- ・ 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの方法の整理
- ・ 偏見・差別等の防止、偽・誤情報に関する啓発
 - ※ 初動期、対応期も継続
- ・ 情報提供・共有体制の整理（情報管理責任者の指定等）〈独〉

【初動期・対応期】

- ・ 聴覚、視覚障害者や外国人等、情報の取得に困難を抱える人を含め全ての市民等に分かりやすい情報提供
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施（SNSの動向、HP・コールセンターへの質問の把握による市民等の意見の把握 → 情報提供・共有事項への反映 等）
- ・ 病原体の性状に応じた対策の変更の分かりやすい周知

⑤ まん延防止

- 医療のひっ迫を招かないよう、感染拡大のスピードやピークを抑制する。

【準備期】

- ・ 基本的な感染対策（手洗い、換気等）の普及啓発
- ・ 有事の対策内容や重要性の周知による市民等の理解促進
- ・ 社会福祉施設等の職員への感染症に関する研修会等の実施〈独〉

【初動期】

- ・ 市内での発生に備えた対策の準備（疫学調査、入院勧告、濃厚接触者に対する外出自粛要請、健康観察等）

【対応期】

- ・ 患者や濃厚接触者への適切な対応
- ・ 病院、学校、社会福祉施設等における対策の強化

⑥ ワクチン

- 迅速な接種が可能となるよう平時から準備し、有事には国の方針に基づいて速やかな接種を推進する。

【準備期】

- ・ 接種に必要な資材の確認・準備
- ・ 予防接種やワクチンへの理解を深める取組

【初動期】

- ・ 接種体制の構築、接種実施準備

【対応期】

- ・ 接種の実施
- ・ 追加接種の円滑な実施に向けた県、医療機関等と連携した継続的な接種体制の整備
- ・ ワクチンの安全性等に関する情報の周知
- ・ 医学的な理由等によるワクチン未接種者に対する市民等の理解促進に向けた啓発



8. 改定素案の主な取組（第3部の概要）

⑦ 医 療

- 医療提供体制の実効性の確保に向けて医療機関等を支援する。

【準備期】

- ・ 医療機関等との平時からの情報共有・連携
- ・ 協定締結等による移送体制の確保
- ・ 有事の医療提供体制に関する準備と合意形成

【初動期】

- ・ 市内の医療提供体制や受診方法等の周知 ※ 対応期も継続
- ・ 相談センターの整備（県と共同設置）
- ・ 検査体制の整備

【対応期】

- ・ 相談センターの強化
- ・ 宿泊療養施設、移送体制の確保
- ・ 流行状況に応じた医療提供体制の構築

⑧ 治療薬・治療法

- 国の進める研究開発・人材育成に協力するとともに、有事における本市が担う役割を果たす。

【準備期】

- ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発、臨床研究等への協力
- ・ 予防投与に使用する抗インフルエンザ薬の使用方法等の確認、共有

【初動期・対応期】

- ・ 医療機関等への診断・治療に資する情報の提供
- ・ 濃厚接触者、十分な防御なくばく露した救急隊員等への必要に応じた抗インフルエンザ薬の予防投与

⑨ 検 査

- 患者の早期発見、流行状況の的確な把握のための検査体制を整備し、的確な対策につなげる。

【準備期】

- ・ 国、県と連携した検査体制の整備
- ・ 検査物資の備蓄・確保
- ・ 検査措置協定を締結した民間検査機関等への体制整備に関する相談対応

【初動期】

- ・ 検査実施能力の確認を含めた検査体制の整備

【対応期】

- ・ 必要に応じた検査体制の拡充

8. 改定素案の主な取組（第3部の概要）

⑩ 保 健

- 保健所の体制を整備し、積極的疫学調査、健康観察、生活支援等を実施する。

【準備期】

- ・ 保健所の有事体制を構成する人員の確保
- ・ 多様な主体が参画する会議体の活用による連携体制の構築

【初動期】

- ・ 有事体制への移行準備
- ・ 感染症に関する情報発信
- ・ 県と連携した市民、医療従事者、社会福祉施設職員等に対するメンタルヘルス対策の実施
※ 対応期も継続

【対応期】

- ・ 有事体制への移行
- ・ 患者の健康観察、生活支援
- ・ 積極的疫学調査の実施及び適切な対象範囲の見直し
- ・ 県と連携した各機関等へのメンタルヘルス対策の強化の啓発

⑪ 物 資

- 有事に備え、感染症対策物資を適切に備蓄する。

【準備期】

- ・ 感染症対策物資の備蓄、定期的な確認
- ・ 社会福祉施設への備蓄の呼びかけ

【初動期・対応期】

- ・ 感染症対策物資の補充・更新

※ 感染症対策物資

→ マスク、手袋、防護具 等



⑫ 市民生活及び 地域経済の安定の確保

- 必要な支援・対策により、市民生活及び地域経済への影響を最小化する。

【準備期】

- ・ 支援の実施に係る仕組みの整備（行政手続、支援金の交付等）
- ・ 市民や事業者への衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の勧奨
- ・ 有事における要配慮者への生活支援の準備

【初動期】

- ・ 有事における要配慮者への生活支援の実施
※ 対応期も継続
- ・ 教育・学びの継続への支援
※ 対応期も継続

【対応期】

- ・ 心身への影響に関する施策・事業の実施（孤独・孤立対策、フレイル予防、発達・発育への影響の対応等）
- ・ 事業者への支援等、社会経済活動の安定を確保するための対応

9. 今後のスケジュール

年 月	実施事項
令和7年 9月	市議会教育厚生常任委員会へ計画素案を報告
10月	大津市新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議（第2回）
12月	市議会教育厚生常任委員会へパブリックコメント案を報告
	パブリックコメントの実施
令和8年 3月	市議会教育厚生常任委員会へ最終案を報告
	計画改定